

警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)の附則に基づく検討結果について
～ 警備業の更なる適正化に向けた今後の取組み～

1 はじめに

平成17年11月21日に施行された警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号。以下「改正法」という。)附則第11条において「政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、新法第18条、第19条及び第22条の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」と規定されていることに基づき、警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第18条、第19条及び第22条について検討を行い、以下のとおりその結果を取りまとめた。

2 検討の対象

(1) 検定の普及による警備員の知識及び能力の向上に関する規定(法第18条)

警備業者は、その実施に専門的知識及び能力を要し、かつ、事故が発生した場合には不特定又は多数の者の生命、身体又は財産に危険を生ずるおそれがあるものとして国家公安委員会規則で定める特定の種別の警備業務を行うときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、その種別ごとの検定の合格証明書の交付を受けている警備員(以下「検定合格警備員」という。)に、当該種別に係る警備業務を実施させなければならないこととされた。

警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)においては、特定の種別の警備業務として、「空港保安警備業務」、「施設警備業務」、「雑踏警備業務」、「交通誘導警備業務」、「核燃料物質等危険物運搬警備業務」及び「貴重品運搬警備業務」が列挙されるとともに、それぞれの種別ごとの警備業務の実施基準(以下「配置基準」という。)が定められている。なお、施設警備業務として配置基準が定められているのは、「防護対象特定核燃料物質取扱施設」(原子炉施設等)及び「空港」に限られている。

(2) 警備業務の依頼者に対する書面の交付に関する規定(法第19条)

警備業務の依頼者が、契約の内容について十分理解した上で契約することを可能とするため、契約の成立前に書面を交付して重要事項を説明しなければならないとするとともに、後日の紛争を防ぐため、契約成立後は成立した契約内容を記載した書面を交付しなければならないこととされた。

(3) 警備業務の区分に応じた警備員指導教育責任者の選任等に関する規定(法第22条)

警備員に対するよりきめ細やかな指導教育を図るため、営業所ごとに選任することとされていた警備員指導教育責任者について、営業所ごと及び当該営業所におい

て取り扱う警備業務の区分ごとに選任しなければならないこととされた。

また、選任された警備員指導教育責任者に対して3年ごとに都道府県公安委員会の行う講習（以下「現任講習」という。）を受講させなければならないこととされた。

3 調査方法

(1) 法の施行状況の調査

平成17年から平成21年までの警備業者数及び警備員数の推移、検定合格証明書や警備員指導教育責任者資格者証の交付数、各種行政処分の件数等について調査し、法の施行状況について検討するための基礎的資料とした（別添1）。

(2) 独立行政法人国民生活センター(PIO-NET)に登録された苦情の調査

平成17年から平成21年までの5年間に独立行政法人国民生活センター（以下「国民生活センター」という。）に登録された警備業務に関する苦情等の件数やその内容について調査し、依頼者側の視点に立った法施行上の問題点を抽出した（別添2）。

(3) 都道府県警察及び警備業者に対するヒアリング

都道府県警察の担当者及び（社）全国警備業協会に加盟する警備業者からのヒアリングを実施し、法の施行状況やその効果、問題点について集約した（別添3、4）。

平成22年6月18日 都道府県警察からのヒアリング

平成22年8月24日 警備業者からの第1回ヒアリング（22業者参加）

平成22年9月30日 警備業者からの第2回ヒアリング（28業者参加）

4 法の施行状況と検討結果

(1) 検定の普及による警備員の知識及び能力の向上に関する規定（法第18条）

ア 現状

平成21年末現在で2級検定合格証明書交付件数は130,284件となっており、平成17年末現在の旧検定合格証明書の交付件数129,118件を上回るなど、検定の取得が推進されている（別添1 図2-1）。検定の取得が進むに従い、検定合格警備員の配置が義務付けられている警備業務において配置基準として明示された以上の検定合格警備員の配置が進む^{*1}など、警備業務全体の質の向上につながっている。

都道府県警察担当者及び警備業者に対するヒアリングからも、

- ・ 検定制度が浸透することで、警備員の知識、能力の底上げが図られた
- ・ 検定取得に対するモチベーションが上がった
- ・ 現場におけるリーダーが明確となり、検定合格警備員に責任感が出た

など、肯定的な意見が寄せられているほか、配置基準を設定したことにより、

*1 例えば、空港保安警備業務において、配置基準に定められた最低限の配置をした場合、検定合格警備員の割合は通常40%にとどまるところ、現実には70%以上の検定合格警備員が配置されている。

- ・ 検定合格警備員の配置という一定の質を提供することにより、警備料金が適正に評価されるようになった^{*2}
- ・ 依頼者側に安全管理に対する意識が高まり、質の高い警備計画を提示できるようになった

といった副次的な効果が出ているとの意見もあった。

イ 課題

しかしながら、平成21年中における検定合格警備員配置義務違反（以下「配置義務違反」という。）での行政処分件数は15件で年々増加しているところである（別添1 図3 - 2）。

これに対しては、都道府県警察担当者及び警備業者に対するヒアリングにおいても、

- ・ 依頼者側の認識欠如から配置義務違反を求められることがある

という声があるとともに、

- ・ 配置義務違反について罰則を設けて取り締まることとすべき

との意見が出された。

また、検定や配置基準自体についても、治安情勢や国際的な要請^{*3}を背景に見直しが必要との声が上がっており、ヒアリングでも

- ・ テロの対象となるおそれがあるライフライン等の重要施設について配置基準がないために低レベルの警備が行われている例がある
- ・ 配置基準が設けられていない警備業務において不当に廉価な契約を強制される^{*4}

などの問題点や、

- ・ 重要施設について配置基準を設けるべき
- ・ 営業中の店舗において盗難等を警戒し、防止する業務（以下「保安警備業務」という。）についても、人権への配慮等の観点から検定及び配置基準を設けるべき

といった意見が出された。

その他、交通誘導警備業務等の配置基準の見直しや検定手続きや検定合格証明書の運用の改善等について意見があった。

*2 例えば、仕様書において検定合格警備員が行う業務とそれ以外の警備員が行う業務を別途定め、料金単価を差別化するという動きがみられる。

*3 9.11事件の発生以降、国連をはじめとする様々な国際機構において、テロ行為を防止、抑圧するための努力を求められている。具体的には、平成13年に採択された安保理決議1368（U.N. Security Council Resolution (S/RES/1368(2001)）や、国際海事機構（IMO）の主導での「1974年の海上における人命の安全のための国際条約（SOLAS条約）」改正（平成14年採択、平成16年発行）による海事分野における保安対策強化等が挙げられる。また、国連以外の枠組みにおいても、例えば平成19年ハイリゲンダム・サミットにおいて、重要なエネルギー・インフラの保護や交通保安の向上等を内容とするテロ対策に対するG8首脳声明がとりまとめられるなど、テロリズム対策への取組みが強く求められている。

*4 例えば、近年、国や公共団体の施設警備において、警備業の質が維持できるか疑問が呈されるほど極端に安価な入札が相次いでいる。

ウ 検討結果

(ア) 配置基準の設定により検定合格警備員の配置が促進され、当該警備業務について一定の水準が確保されるようになったことはもちろん、警備業務全体の質の向上にも一定の成果があったと考えられ、基本的には現行の制度を維持することが適当である。

(イ) 配置義務違反の取締りを徹底するために罰則を置くべきとの意見については、制度の周知や指導監督を徹底する余地があることから、現時点において罰則を設けるなどの法規制の強化は適当ではないと考えられる。

他方、依頼者側から違反が強要されることがあるという点については、違反業者への都道府県公安委員会による指導監督を徹底するとともに、検定や配置基準について依頼者への周知徹底を図っていく必要がある。

(ウ) また、テロの対象となり得る施設における警備業務に係る配置基準を新たに設定することについては、警備業者に対する規制の強化となる反面、施設によっては、現在配置基準が置かれている施設と同等又はそれ以上に警備実施に専門的知識及び能力を要し、かつ、事故が発生した場合に不特定又は多数の者の生命、身体又は財産に危険が生じるおそれがあるものが存在することから、個々の施設ごとにその警備業務の実態を踏まえ、配置基準を拡充する必要性について検討を行っていく。

(エ) 保安警備業務については、その実施に専門的知識及び能力を要する業務であり、陳列されている商品への異物混入事案の発生、万引き犯人等が凶器や催涙スプレー等を使用して警備員や周囲の買い物客に危害を加える事案の発生など事故が発生した際に不特定又は多数の者の生命、身体又は財産に危険が生じるおそれが認められるほか、不特定又は多数の者が万引き等の被疑者として取り扱われる可能性があり、この際の人権への配慮が必要であることから、その警備業務の実態を踏まえつつ、検定制度の対象とすることについて検討を行っていく。

(オ) その他の課題については、運用の実態をみながら検討を進めていくこととする。

(2) 警備業務の依頼者に対する書面の交付について（法第19条関係）

ア 現状

国民生活センターに登録された平成15年以降の警備業務に関する苦情件数の推移は別添2のとおりである（別添2 図1）。

平成21年中に寄せられた苦情の件数は367件で、書面交付義務が課されることになった平成17年の297件と比較して増加しており（別添2 図2-1）、苦情内容の内訳も依然として契約及び解約に関するものが過半数を占める（別添2 図2-2）。

苦情件数のみを見ると、書面交付義務によっては依頼者保護の目的は未だ達成されていないとも考えられるが、国民生活センターに寄せられる苦情のほとんどは、個人の消費者からのもの、すなわち警備業務でいえばホームセキュリティをはじめとした機械警備業務に関するものであると考えられるところ、近年、機械

警備業務対象施設数が急増している現状(別添1 図1-6)にかんがみると、むしろ契約件数に対する苦情件数の割合は減少傾向にあるといえる。

また、業界からのヒアリングからは、

- ・ 書面交付義務は依頼者保護の観点から必要不可欠で、定着させなければならない

といった意見が寄せられており、警備業者において依頼者保護意識が高まっていることが見受けられる。

反面、書面交付義務違反による行政処分の件数は年々増加しており、平成21年には19件となっている(別添1 図3-3)。

イ 課題

消費者庁の創設をはじめ消費者保護の機運が一層の高まりをみせていることや、警備員数や機械警備業務対象施設数の増加を背景に不適切な警備業務が入り込む余地が増大していることにかんがみ、書面の交付による契約締結段階における依頼者保護に加えて、より積極的に、特定の業者との具体的な契約交渉に入る以前の段階から不良・不適格業者が排除されるような仕組みが構築されることが望ましい。都道府県警察担当者からのヒアリングにおいても、依頼者の業者選定の参考にできるよう、行政処分の公表範囲について拡大すべきとの意見が出ている。

ウ 検討結果

- (ア) 書面交付義務は、警備業者の依頼者保護に対する意識向上や不当な契約締結の防止に一定の効果을上げていていると考えられ、現行制度を維持しつつ、書面交付義務の遵守について警備業者にさらに浸透させるため、今後とも都道府県公安委員会による警備業者に対する指導監督に努める必要がある。
- (イ) また、一層の依頼者保護を図る観点から、依頼者となろうとする者が自ら悪質な業者を判別した上で、契約を締結することができるよう、不良・不適格業者に関する情報を積極的に公開する枠組みについて検討する必要がある。現在、警備業者に対する行政処分に係る情報については、営業停止処分を受けた業者に係る情報は公表されているものの、処分の理由は公表されておらず、さらに重い処分である認定の取消し処分を受けた業者に係る情報も公表されていないことから、これらの情報を公表することについて検討を行っていく。

(3) 警備業務の区分に応じた警備員指導教育責任者の選任について(法第22条)

ア 現状

営業所ごと及び取り扱う警備業務の区分ごとに選任することとされた警備員指導教育責任者については、警備業務の区分ごとの警備員指導教育責任者資格者証の交付数が警備業務の区分ごとの営業所数を充足している(別添1 図2-2)。また、警備業者による教育義務懈怠や指導監督義務懈怠での行政処分件数も、平成19年をピークに減少傾向にある(別添1 図3-4)。

他方、警備員による犯罪は、警備員数の大幅な増加を背景に、平成17年中は775件であったものが、平成21年中は874件に増加しているものの、勤務中に行われた犯罪の数は大きく増加していない(別添1 図4-1)。

都道府県警察担当者及び警備業者からのヒアリングにおいては、

- ・区分ごとの選任により専門的な指導教育が行われるようになり、警備員の質が向上したと思われる
- ・現任講習が実施されることにより再認識される事項があり参考になる

といった声が寄せられている。

イ 課題

警備業に対する需要の量的、質的拡大とこれに伴う警備員数の増加を踏まえると、個々の警備員の資質を更に向上させることは喫緊の課題であり、その前提として、警備員指導教育責任者の指導能力の一層の向上についても求められている。

都道府県警察担当者及び警備業者に対するヒアリングからは、

- ・警備員指導教育副責任者を選任することとして、警備員指導教育責任者の不在を避けるべき

との意見が出されたほか、警備員指導教育責任者の兼任を廃止すべきという意見や講習の受講要件や警備員指導教育責任者資格者証の運用方法等の見直しについても言及された。

ウ 検討結果

- (ア) 現行の警備員指導教育責任者制度や現任講習については、現場の実態に応じ、時機に応じたきめ細やかな指導教育を行うことを可能とし、警備員による指導教育不足を原因とする勤務中の犯罪や大きな不適切事例の発生を防止するとともに、警備業者による警備員への教育に関する意識を高めるなど、一定の効果を上げているものと認められる。
- (イ) そこで、現行の制度を維持しつつ、警備業務の一層の適正化に向け、警備員の資質の向上を図るべく、これに必要な警備員指導教育責任者の知識・能力を向上させるため、警備員指導教育責任者講習や現任講習の内容をより実態に即したものとなるよう検討を行っていく。
- (ウ) 警備員指導教育副責任者の導入や講習の受講要件の見直し等については、現状において直ちに必要であるとはいえないことから、今後の警備員指導教育責任者制度の運用状況をみながら検討していくこととする。

警備業の概況

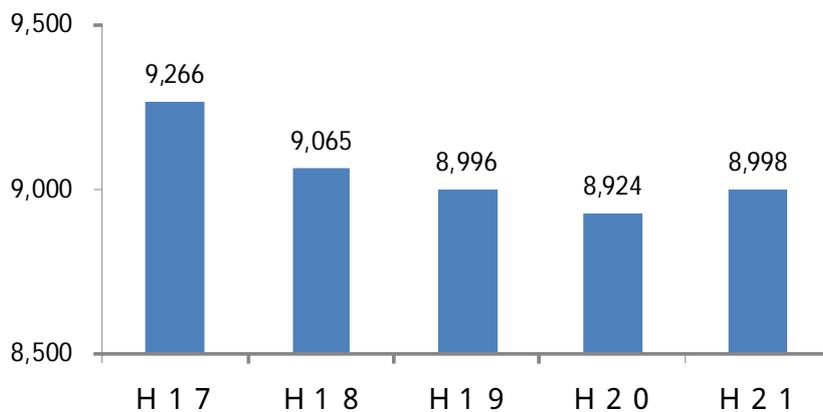
1 警備業者等の状況

(1) 警備業者数等

平成21年末現在の警備業者数は図1-1のとおり8,998業者であり、平成17年の改正法施行当時の9,266業者からは大きな変化はないが、警備業法施行当時（昭和47年11月）の775業者と比べると約11.6倍になっている。

図1-1

警備業者数の推移(各年末)

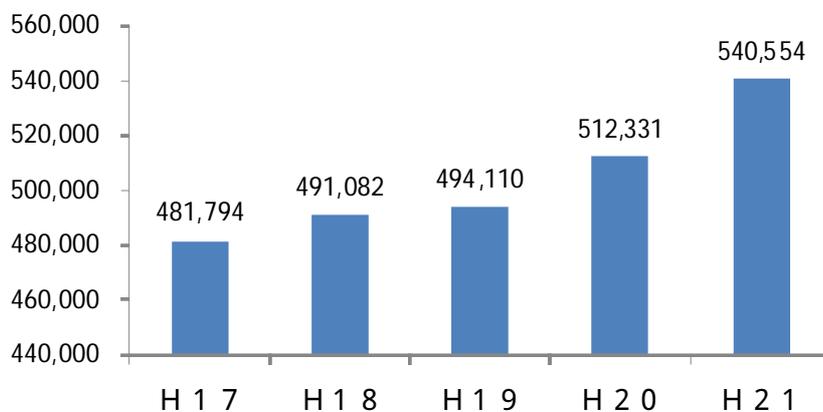


(2) 警備員数

平成21年末現在の警備員数は図1-2のとおり54万554人であり、平成17年末の48万1,794人から大幅に増加している。

図1-2

警備員数の推移(各年末)



(3) 警備業者ごとの警備員数別状況

平成21年末の警備業者ごとの警備員数別状況は、図1-3及び図1-4のとおりであり、警備員数100人未満の警備業者が7,961業者と全体の88.5%を占めている。

図1-3 警備業者ごとの警備員数別の状況(平成21年末)

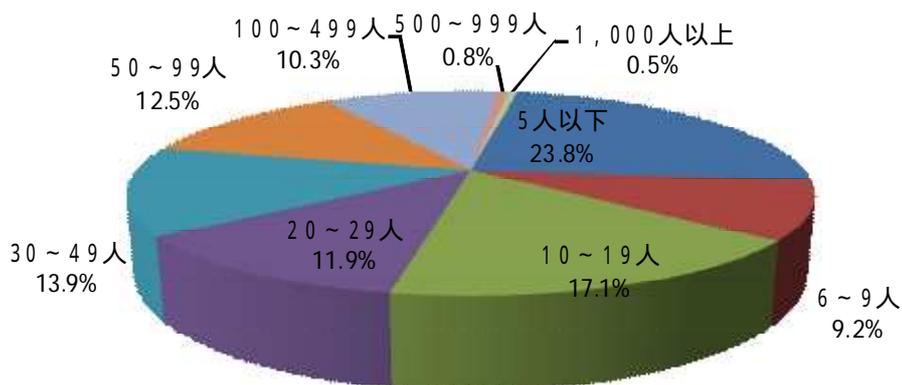


図1-4

警備員数	警備業者数	構成比
5人以下	2,146	23.8%
6~9人	827	9.2%
10~19人	1,541	17.1%
20~29人	1,070	11.9%
30~49人	1,248	13.9%
50~99人	1,129	12.5%
100~499人	923	10.3%
500~999人	71	0.8%
1,000人以上	43	0.5%

(4) 警備業務の区分ごとの警備業者の状況

警備業務の区分ごとの警備業者の状況は、図1-5のとおりである。

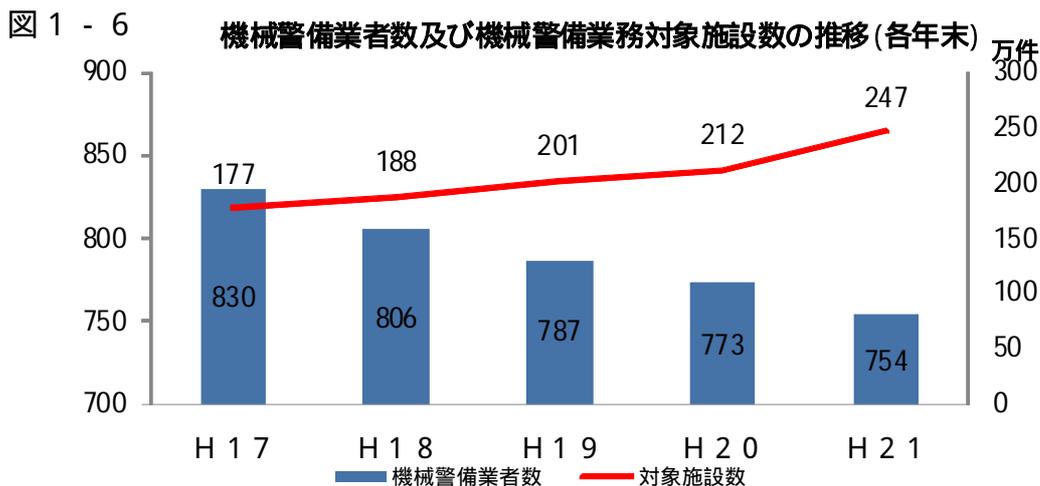
図1-5 警備業務の区分ごとの警備業者の状況(各年末)

区分 \ 年次	H17	H18	H19	H20	H21
警備業者数	9,266	9,065	8,996	8,924	8,998
1号警備業務 ～ 空港保安・施設警備業務など	5,176 (55.9%)	5,659 (62.4%)	6,384 (71.0%)	6,414 (71.9%)	6,384 (70.9%)
2号警備業務 ～ 交通誘導・雑踏警備業務	5,245 (56.6%)	5,673 (62.6%)	6,249 (69.5%)	6,110 (68.5%)	6,254 (69.5%)
3号警備業務 ～ 貴重品運搬警備業務など	437 (4.7%)	535 (5.9%)	627 (7.0%)	599 (6.7%)	600 (6.7%)
4号警備業務 ～ 身辺警備業務など	223 (2.4%)	386 (4.3%)	435 (4.8%)	450 (5.0%)	498 (5.5%)

* 1の警備業者が2以上の警備業務を実施している場合は、その警備業務ごとにそれぞれ1として計上

(5) 機械警備業務の状況

機械警備業者数及び機械警備業務の対象施設数の状況は、図1-6のとおりである。



2 検定合格証明書等の交付状況等

(1) 検定合格証明書の交付状況

平成21年末の検定合格証明書の交付状況は、図2 - 1のとおりであり、平成17年末現在の旧検定合格証明書の交付件数と比較すると、交通誘導警備業務2級を除き同水準以上となっている。

図2 - 1 検定合格証明書の交付状況（平成21年末）

級別 \ 種別	空港保安	施設	雑踏	交通誘導	核燃料物質 等	貴重品	計
1級検定合格者(累計)	2,991	3,435	578	4,495	93	2,906	14,498
平成17年末現在	1,971	1,533	0	4,332	0	2,422	10,258
2級検定合格者(累計)	5,058	29,391	14,130	58,435	405	22,865	130,284
平成17年末現在	5,420	23,765	0	82,891	429	16,613	129,118

(2) 警備員指導教育責任者資格者証の交付状況

平成21年末現在の警備業務の区分ごとの営業所数及び警備員指導教育責任者資格者証の交付件数は、図2 - 2のとおりであり、統計上は営業所数に対する警備員指導教育責任者資格者証の交付を受けた者の数は充足されている。

図2 - 2

警備業務の区分ごとの営業所数及び警備員指導教育責任者資格者証交付件数(平成21年末)

	1号	2号	3号	4号
営業所数	10,585	8,980	1,323	1,023
交付数	42,474	30,763	12,769	10,193
平成17年末現在	95,061			

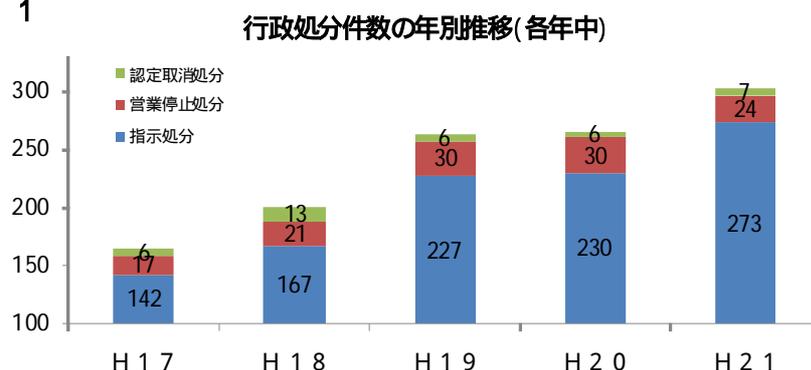
3 警備業者に対する行政処分の実施状況

(1) 全体

最近5年間における警備業者に対する行政処分の実施状況は、図3-1のとおりである。

平成21年中における警備業者に対する行政処分の実施状況をみると、指示が273件、営業停止が24件、認定の取消しが7件の総数304件であり、前年より38件(14.3%)増加した。

図3-1

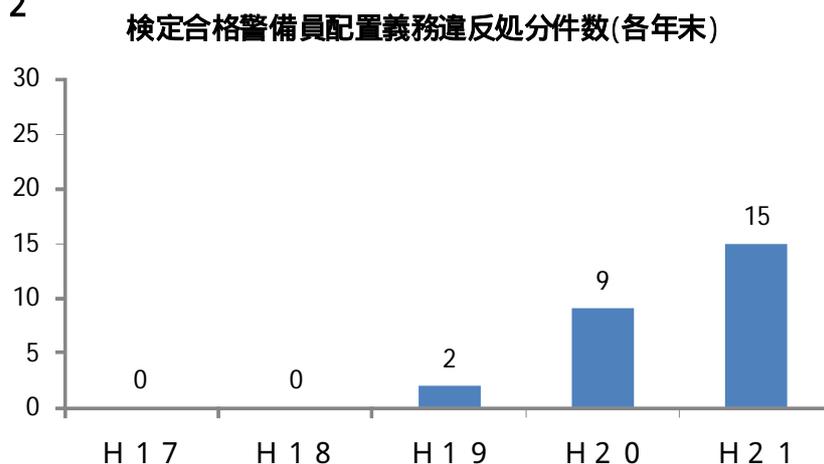


(2) 違反種別ごとの行政処分件数の状況

ア 検定合格警備員配置義務違反の行政処分の状況

検定合格警備員配置義務違反の行政処分件数は、図3-2のとおりであり、増加傾向にある。

図3-2

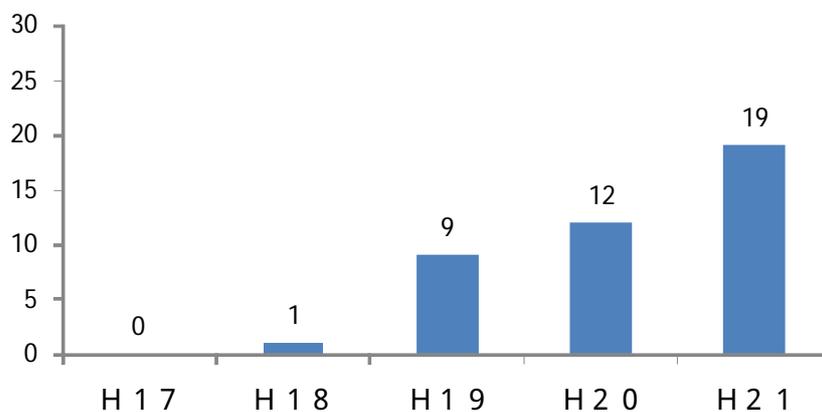


イ 書面交付義務違反の行政処分の状況

書面交付義務違反の行政処分件数は、図3-3のとおりであり、増加傾向である。

図3-3

書面交付義務違反処分件数(各年末)

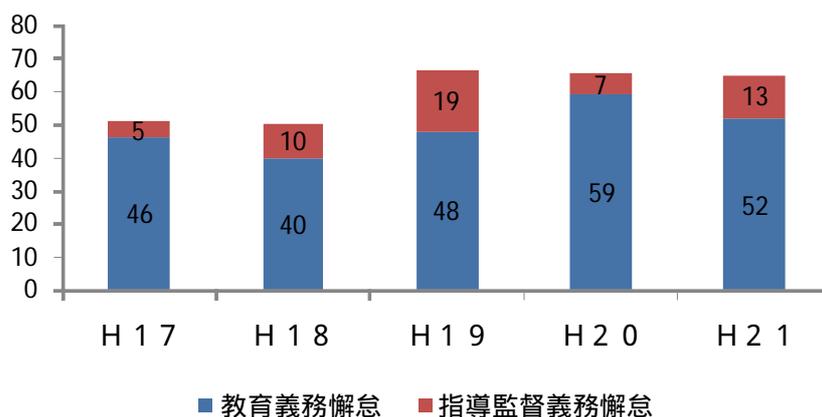


ウ 教育義務懈怠等の行政処分の状況

警備員に対する教育義務懈怠及び指導監督義務懈怠の行政処分件数は、図3-4のとおりであり、これらの処分件数の総数は、平成19年をピークにほぼ横ばいである。

図3-4

教育義務及び指導監督義務懈怠処分件数(各年末)

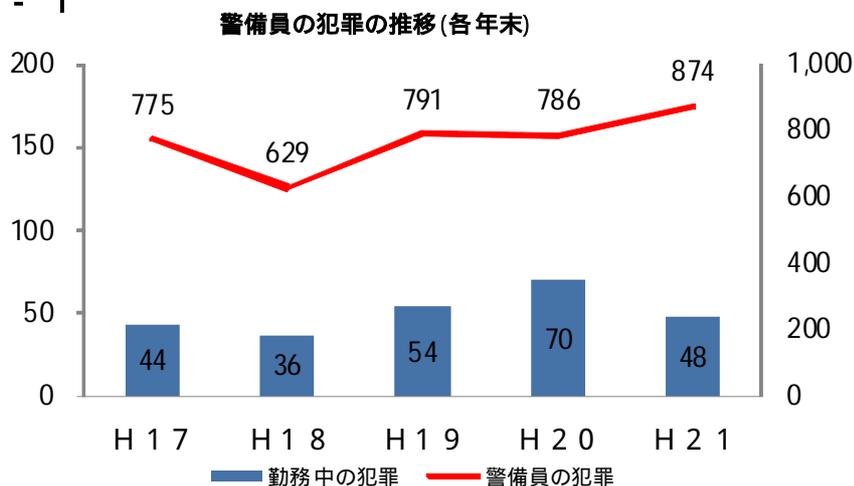


4 その他

(1) 警備員の犯罪の状況

最近5年間における警備員の犯罪の状況は、図4-1のとおりである。

図4-1



(2) 警備業者及び警備員に対する表彰状況

平成21年中において、警備業者及び警備員の警察活動に対する協力に対し、警察署長等が表彰を行った件数は、図4-2のとおりである。

図4-2

警備業者及び警備員の協力に対する表彰状況(平成21年中)

協力内容		区分		総数	警備業者	警備員	うち勤務中
		刑法犯	特別法犯				
総数				75	8	67	60
通報	刑法犯	11	3		8	8	
	特別法犯	1			1	1	
検挙現場での協力	刑法犯	26	1		25	25	
	特別法犯	4			4	4	
私人の現行犯逮捕	刑法犯	11	1		10	10	
	特別法犯	5			5	3	
その他				17	3	14	9

注：表中「その他」とは、犯罪の未然防止、保護、人命救助等によるもの。

(3) 講習等の状況

ア 警備員指導教育責任者講習の状況

平成21年中における警備員指導教育責任者講習の実施状況は、図4 - 3のとおりである。

図4 - 3

警備員指導教育責任者講習の状況（平成21年中）

講習種別	区分	1号	2号	3号	4号	計
	新規取得講習実施回数		66	60	39	30
	修了者数	2,288	1,312	339	152	4,091
追加取得講習実施回数		52	47	36	31	166
	修了者数	413	367	102	318	1,200

イ 現任講習の状況

現任講習の受講状況は、図4 - 4のとおりであり、平成21年末現在の警備業務の区分ごとの営業所数と比較すると、それぞれの営業所で区分ごとに選任された警備員指導教育責任者が1回以上受講していることとなる。

図4 - 4

現任講習の受講状況（各年末）

区分	営業所数 (H21末)	受講者数					受講率 (受講者数/営業所数)
		H18	H19	H20	H21	計	
1号	10,585	1,942	3,994	3,703	3,672	13,311	125.8%
2号	8,980	1,467	3,110	3,367	2,550	10,494	116.9%
3号	1,323	331	494	454	484	1,763	133.3%
4号	1,023	116	414	435	233	1,198	117.1%

ウ 登録講習機関の講習会の実施状況（平成21年中）

平成21年中における登録講習機関の講習会の実施状況は、図4 - 5のとおりである。

図 4 - 5

登録講習機関の講習会の実施状況（平成21年中）

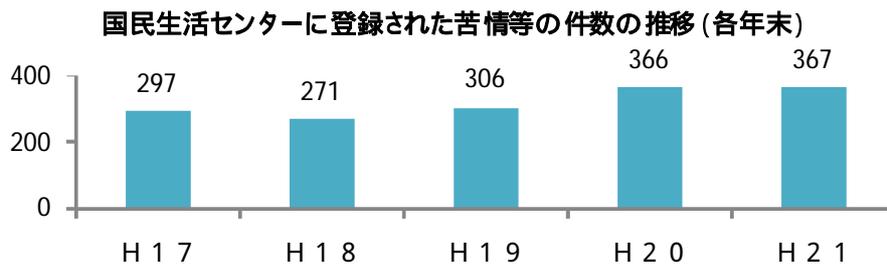
区分	検定の種別	回数	受講者数	修了者数	修了率
1級	空港保安警備	9	574	561	97.7
	施設警備	15	869	560	64.4
	雑踏警備	29	1,712	1,109	64.8
	交通誘導警備	9	474	310	65.4
	核燃料物質運搬警備	1	18	11	61.1
	貴重品運搬警備	4	279	258	92.5
	計	67	3,926	2,809	71.5
2級	空港保安警備	18	1,144	1,037	90.6
	施設警備	78	5,025	3,614	71.9
	雑踏警備	144	10,443	8,010	76.7
	交通誘導警備	136	9,724	6,992	71.9
	核燃料物質運搬警備	1	50	39	78.0
	貴重品運搬警備	45	3,001	2,570	85.6
	計	422	29,378	22,262	75.8
合計		489	33,304	25,071	75.3

警備業務に関する苦情等

1 苦情等の件数の推移等

国民生活センター（PIO-NET^{*1}）に登録された平成17年以降の警備業務に関する苦情等^{*2}の件数の推移は図1のとおりであるが、平成21年中に寄せられた苦情等の件数は367件で、書面交付義務が課されることとなった平成17年の297件と比較して増加している。

図1



* 1 国民生活センターのホストコンピュータと都道府県・政令指定都市の消費生活センターに設置した端末を結んだコンピュータネットワークシステム。
 * 2 国民生活センターの分類上、「警備サービス」及び「集中防犯防災設備・防犯警報装置等」に関する苦情等を集計した。

2 苦情等の内容

平成17年以降の5年間における苦情等の内容は図2-1、図2-2のとおりであり、最も多いのは「契約・解約」に関する事項で、全体の約46%を占め、次いで、「販売方法」に関する事項が約30%を占め、「契約・解約」「販売方法」の2つの項目で、約76%を占めている。

図2-1

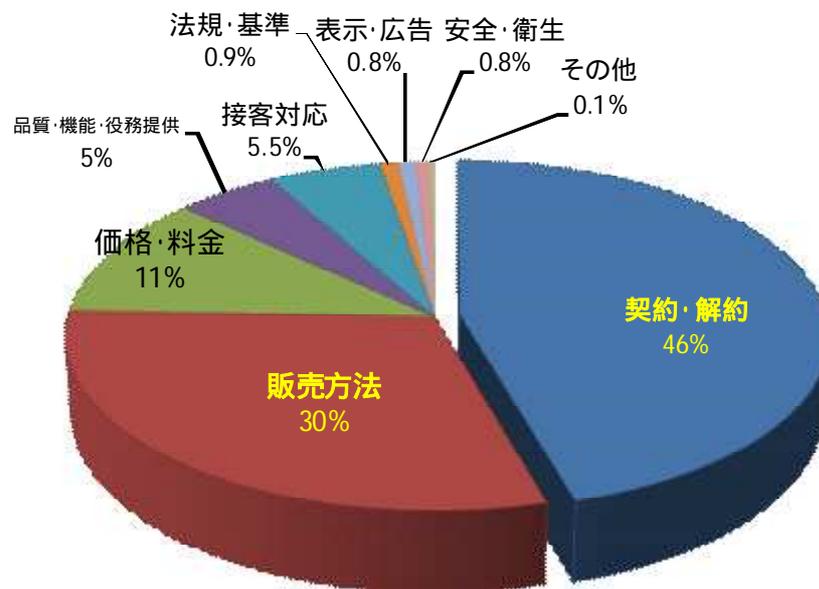
国民生活センターに登録された警備業務に関する苦情等の内容

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
件数	297	271	306	366	367
契約・解約	244	240	261	303	309
販売方法	167	154	154	213	205
価格・料金	45	55	75	87	71
品質・機能・役務提供	33	20	31	30	35
接客対応	30	27	24	38	44
表示・広告	6	7	3	6	3
安全・衛生	6	5	3	5	4
法規・基準	5	6	4	7	6
計量・量目	0	0	0	0	1
施設・設備	0	0	2	0	0
買物相談	1	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0

* 複数の内容に該当するものについては、それぞれに計上した。

図 2 - 2

苦情等内容の割合(過去5年)



3 主な苦情等の具体的内容

< 契約・解約 >

- ・ 警備契約を解約したい。解約により不要になる関連機器を返品したいが返金してくれない。
- ・ 警備契約を途中解約すると、高額な違約金を請求される。
- ・ 取り付けられた機器の性能が、契約時の説明と異なる。
- ・ 契約前のセールスマンの話と臨場警備員の話が違う。

< 販売方法 >

- ・ 執拗なセールスで仕方なく契約した。
- ・ 電話勧誘が激しく、商売にならない。

< その他 >

- ・ 防犯カメラの写りが悪い。
- ・ 万引き犯に間違われ、怖い声で脅された。
- ・ 工事現場の交通誘導がひどい。
- ・ 警備員の誘導に従った結果、交通事故を起こした。

など

都道府県警察担当者からのヒアリング結果

平成22年6月18日に10都道府県警察の担当者を集めて会議を実施するとともに随時各都道府県警察担当者からヒアリングを行ったもの。

1 18条関係

特定の種別の警備業務の実施に係る検定合格警備員を配置させなければならないとされる基準（配置基準）については、ある程度業界に浸透し、警備業務の質の向上が図られていると考えられる。

配置基準は、警備業務の質の向上に有益であることから、次のような警備業務についても、配置基準について検討してはどうか。

- ・警察官が警戒する重要会議等の施設における警備業務
- ・駅等のテロの対象となるおそれのある施設における警備業務
- ・夜間の交通誘導警備業務
- ・営業中の店舗内において万引き等の犯罪や不法行為全般を警戒し防止するいわゆる保安警備業務
- ・現金以外の貴重品運搬警備業務

配置基準がない警備業務では、落札額の下落とともに警備員の資質も下落しているため、低レベルの警備が行われている。配置基準の検討は必要ではないか。

交通誘導警備業務、貴重品運搬警備業務については、さらなる警備業務の資質の向上のために、配置基準の見直しを行ってはどうか。具体的には次のとおり。

- ・交通誘導警備業務及び貴重品運搬警備業務の1級検定合格警備員の配置基準
- ・貴重品運搬警備業務における「現金」に限定する規定の廃止

検定合格証明書の運用については、一部改善が必要と考える。具体的には次のとおり。

- ・更新や返納の制度を導入してはどうか。
- ・更新時講習や高齢者講習を導入してはどうか。
- ・書換えの申請は、新住所地を管轄する公安委員会でも行えるようにしてはどうか。
- ・旧検定合格証明書の切り替えを行う検定合格審査はそろそろ廃止してはどうか。

都道府県公安委員会の実施する検定の手続きの見直しをお願いしたい。具体的には次のとおり。

- ・検定は、当該都道府県内に居住地か勤務地があることを受検資格としているが、

全国どこでも受検することができるようにしてはどうか。

- ・ 検定の合格基準は90%であるが、警備員指導教育責任者講習の修了考査の基準が80%と整合性をとってはどうか（警備員指導教育責任者の基準を引き上げてはどうか。）。
- ・ 90日前の公示では、検定場所の確保が困難な場合であり、日数の変更はできないか。

配置基準違反に罰則を設けてはどうか。

依頼者側が警備業者に検定合格警備員配置義務違反を求めることがあり、依頼者側に配置基準の意義を浸透させるため周知が必要ではないか。

2 19条関係

書面交付義務は、警備業者が契約の締結に際し、警備業務の依頼者に対して、警備業務に関する重要な事項を記載した書面を契約の前後に依頼者に交付すること義務付けたものだが、運用上、次のような問題点がある。

- ・ 契約前書面を交付できないような突発的な警備業務の依頼における取扱い。
- ・ 官公庁における契約前書面の受領拒否の場合の取扱い。

契約前後書面の交付状況を確認するため、営業所の備え付け書類とすることはできないか。

行政処分の公表については、警備業務の依頼者が、警備業者を選定する際の参考にできるように、拡大すべき。

3 22条関係

現任講習の受講者から、「現任講習が実施されることにより再認識される事項があり参考になる。」との声があり、現任講習について一定の効果が期待できる。

営業所ごと、取り扱う警備業務の区分ごとに選任することとされた警備員指導教育責任者については、さらに質を向上させるため、次のような事項について検討してはどうか。

- ・ 1つの営業所で複数の区分を取り扱う場合、1人の警備員指導教育責任者で複数の区分を選任することができないようにしてはどうか。
- ・ 隣接する営業所における警備員指導教育責任者の兼任の承認を廃止してはどうか。
- ・ 警備員数が多い場合は、副警備員指導教育責任者を設置させてはどうか。

警備員指導教育責任者の資質を向上させるため、警備員指導教育責任者講習に関する事項を見直してはどうか。具体的には次のとおり。

- ・ 受講要件の当該警備業務の区分に係る通算の従事経験を5年以上に引き上げては

どうか。

- ・講習の受講要件を、検定合格警備員に限定してはどうか。
- ・従事証明書虚偽記載を直接取り締まる規定、条文が必要ではないか。
- ・講習規則第8条第2項の公安委員会の認定基準を厳格にすることはできないか。

警備員指導教育責任者資格者証に関して、次のとおり変更してはどうか。

- ・書換え申請を新住所地で行うようにできないか。
- ・更新制度や自主返納制度を新設してはどうか。

警備業者からのヒアリング結果

～第1回～ 日時：平成22年8月24日 対象：警備業者（22業者）

～第2回～ 日時：平成22年9月30日 対象：警備業者（28業者）

1 18条関係

特定の種別の警備業務の実施に係る検定合格警備員を配置しなければならないとされる基準（配置基準）を定めたことは、一定の効果があつたと感じている。具体的な効果は、次のとおり。

- ・検定制度が浸透し、警備員の知識、能力の底上げが図られた。
- ・検定取得に向けた警備員のモチベーションが高くなった。
- ・警備業務の質は向上したと感じられる。
- ・現場のリーダーが明確になり、検定合格警備員に責任感が出た。
- ・検定合格警備員を多く在籍させていれば、質の高い警備業務についてアピールできる。
- ・依頼者側の安全管理に対する意識が上がったので、質の高い警備計画を提示できるようになった。
- ・警備業務の依頼者から、検定合格警備員の配置が求められるなど、認知度が向上した。
- ・検定合格警備員による犯罪を犯すなどの非行事案が減少した。

1号警備業務のうち、配置基準が設定されているものは、空港保安警備業務と空港施設、原子力発電所などの防護対象特定核燃料物質取扱施設に限定されているが、その他にも配置基準を必要とする重要な警備業務対象施設はあつと感じられる。例えば、次のような施設が必要ではないか。

- ・ライフライン、港湾施設、ターミナル駅、コンビニート、大使館等
- ・その他テロの対象となるおそれのある施設

配置基準が設けられていない警備業務において不当に廉価な契約を強制される。これらの警備業者は人件費を削減していることが予想され、不適切な警備業務が提供されているおそれがある。よつて、テロの対象となるおそれのある施設では、配置基準が必要ではないか。

警衛等に係る重要な1号警備業務を受託する場合、エックス線透過装置などの専門的資機材を使用することが多いが、その映像等に関する専門的知識が乏しい警備員が警備業務を実施しているのが現状であり、1号警備業務に関する配置基準の拡充が必要ではないか。

交通誘導警備業務と貴重品運搬警備業務の配置基準に1級と2級の差がないため、1級が必要とされるような配置基準の設定が必要ではないか。

営業中の店舗における万引きなどの犯罪や不法行為全般の未然防止を目的に実施している、いわゆる「保安警備業務」については、その警備業務の実施に際し高度な知識が必要であり、検定を創設して配置基準を設けてはどうか。

警備業務の依頼者に、配置基準に関する認識がなかったり、誤った認識に基づく配置を求められる場合がある。配置基準について依頼者への周知徹底が必要ではないか。

配置基準の設定に当たっては、検定合格警備員の実態に配慮してほしい。

配置基準を無視する警備業者も認められる。都道府県警察による指導監督を強化してはどうか。

2 19条関係

書面交付義務は、警備業者が契約の締結に際し、警備業務の依頼者に対して、警備業務に関する重要な事項を記載した書面を依頼者に交付すること義務付けたものだが、警備業は依頼者からの信頼が前提になるため、この義務を確実に履行し、依頼者保護の観点からこれを定着させる必要が認められる。

書面交付義務の運用については、弾力的な運用を検討できないか。

3 22条関係

営業所ごとに選任することとされていた警備員指導教育責任者は、取り扱う警備業務の区分ごとに選任することとされたので、1名あたりの警備員指導教育責任者の負担が軽減した。

区分ごとの教育が充実したことにより、きめ細かな教育が実施されるようになり、ある一定の成果があったと感じられる。例えば、警備業務中における人命救助など事例が増えたことは、救急法等に関する教育の成果であると考えている。

選任していない警備員指導教育責任者の価値は、1級の検定合格警備員と比べ同等以下になっている。

「副警備員指導教育責任者」を設置し、よりきめ細かな指導教育を実施してはどうか。